

第5章

外来医療にかかる医療提供体制の確保 (大阪府外来医療計画)

- 第1節 外来医療の機能分化・連携
- 第2節 一般診療所を取り巻く現状と課題
- 第3節 医療機器を取り巻く現状と課題
- 第4節 外来医療にかかる施策の方向

第1節 外来医療の機能分化・連携

1. 外来医療の機能分化・連携と紹介受診重点医療機関

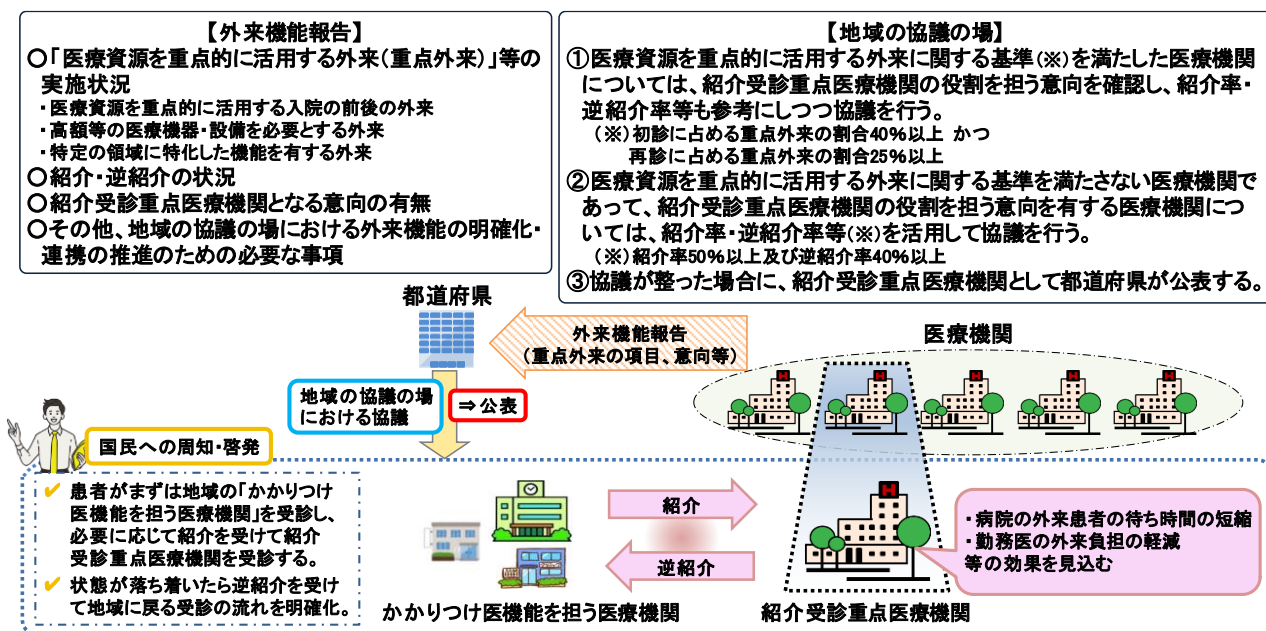
○医療サービスは、「入院医療」、「外来医療」、「在宅医療」に分けられ、「外来医療」は、病院や診療所に通院して受ける医療となっています。

○限られた医療資源を有効に活用し、地域で必要な医療を確保していくためには、患者に身近な地域で医療を提供するかかりつけ医機能を担う医療機関と、紹介患者を主に受入れる医療機関との機能分化・連携が重要となっています。

○かかりつけ医等を支援する医療機関として、平成9年に「地域医療支援病院」制度が創設され（第2章第7節参照）、さらに、人口減少や高齢化、外来医療の高度化等が進んでいる状況を受け、国は、外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図ることを目的に、令和4年度から新たに紹介患者への外来を基本とする「紹介受診重点医療機関」制度を創設しました。

○「紹介受診重点医療機関」は、医療機関からの外来機能報告^{注1}をもとに、大阪府保健医療協議会（地域の協議の場）において選定にかかる協議を行い、協議が整った医療機関を紹介受診重点医療機関として、都道府県が公表することとされています。

図表 5-1-1 紹介受診重点医療機関について



出典 厚生労働省資料 一部改変

注1 外来機能報告：医療法第30条の18の2及び第30条の18の3の規定に基づき、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、医療機関の管理者が外来医療の実施状況等を都道府県知事に報告をするものをいいます。令和4年度から開始されました。

○令和5年の法改正により、慢性疾患を有する高齢者その他の継続的に医療を必要とする者を地域で支えるために必要な「かかりつけ医機能（日常的な診療の総合的・継続的实施、在宅医療の提供、介護サービス等との連携など）」について、各医療機関から都道府県知事に報告を求めることとするかかりつけ医機能報告（制度）が創設されました。令和7年4月の施行に向け、現在、具体的な制度について国で議論されています。

2. 府内の紹介受診重点医療機関

○令和6年3月1日現在、紹介受診重点医療機関は全国で977施設が選定されています。大阪府においては、令和6年3月1日現在、81施設が選定されています。

○紹介受診重点医療機関は毎年度、外来機能報告の結果をもとに協議を行い、協議が整った医療機関を公表していきます。

図表 5-1-2 府内の紹介受診重点医療機関(令和6年3月1日現在)

二次医療圏	所在地	医療機関名	二次医療圏	所在地	医療機関名					
豊能	豊中市	市立豊中病院	堺市	堺市	堺市立総合医療センター					
		国立病院機構 大阪刀根山医療センター			労働者健康安全機構 大阪労災病院					
		関西メディカル病院			国立病院機構 近畿中央呼吸器センター					
	池田市	市立池田病院			ペルランド総合病院					
		市立吹田市民病院			耳原総合病院					
	吹田市	大阪大学医学部附属病院			馬場記念病院					
		国立循環器病研究センター			清恵会病院					
		大阪府済生会吹田病院			浅香山病院					
		大阪府済生会千里病院								
		吹田徳洲会病院								
	箕面市	箕面市立病院			泉州	岸和田市	市立岸和田市民病院			
三島	高槻市	高槻赤十字病院	泉佐野市	岸和田徳洲会病院						
		大阪医科薬科大学病院		市立貝塚病院						
		高槻病院		りんくう総合医療センター						
	みどりヶ丘病院	医療法人龍志会 IGTクリニック								
	第一東和会病院	和泉市立総合医療センター								
	北摂総合病院	大阪府立病院機構 大阪母子医療センター								
	藤田胃腸科病院	府中病院								
	茨木市	大阪府済生会茨木病院		北部			都島区	大阪市立総合医療センター		
		守口市						松下記念病院	東淀川区	淀川キリスト教病院
北河内	枚方市	関西医科大学総合医療センター						淀川区		大阪回生病院
		市立ひらかた病院			北区	大阪府済生会中津病院				
		地域医療機能推進機構 星ヶ丘医療センター	医学研究所北野病院							
	大東市	枚方公済病院	西部		福島区	住友病院				
		関西医科大学附属病院				地域医療機能推進機構 大阪病院				
		野崎徳洲会病院				西区				日本生命病院
		四條畷市								大野記念病院
中河内	八尾市	八尾市立病院				大阪掖済会病院				
		八尾徳洲会総合病院				港区				地域医療機能推進機構 大阪みなと中央病院
	東大阪市	市立東大阪医療センター		大正区			大阪府済生会泉尾病院			
		若草第一病院				大阪市	西淀川区		千船病院	
	南河内	富田林市		大阪府済生会富田林病院			天王寺区	大阪赤十字病院		
				PL病院				大阪警察病院		
				河内長野市				国立病院機構 大阪南医療センター	浪速区	富永病院
		松原市	松原徳洲会病院	生野区	育和会記念病院					
羽曳野市			大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター		城東区			大阪府済生会野江病院		
大阪狭山市		城山病院	東部	中央区				国立病院機構 大阪医療センター		
		近畿大学病院			大手前病院					
	大阪府	堺市		堺市	堺市			大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター		
								大阪公立大学医学部附属病院		
大阪鉄道病院										
阿倍野区						大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター				
住吉区						東住吉森本病院				
東住吉区						まちだ胃腸病院				
西成区										

第2節 一般診療所を取り巻く現状と課題

◆時間外の外来診療（休日・夜間急病診療所）、在宅医療（訪問診療）、産業医、学校医等の地域医療は、一般診療所医師等によって支えられていますが、学校医等の地域医療へ出務している医師の割合が近年低下していることや、一般診療所医師の半数以上が60歳代以上となっていることから、新規開設者を含めたより多くの医師による地域医療への協力が必要となっています。

◆豊能二次医療圏と堺市二次医療圏、大阪市二次医療圏においては、他の地域より調整人口当たりの医師数（外来医師偏在指標）が多くなっているため、一般診療のほか、地域医療への協力がより求められています。

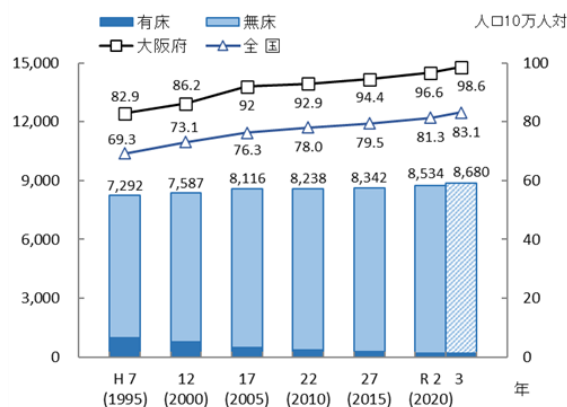
1. 一般診療所の開設について

○一般診療所の開設は、医療法第7条により届出制とされています。そのため、どこに、どのような診療科の診療所を開設するかは、個々の開設希望者の判断に基づくものとなっています。

2. 一般診療所の現状

○大阪府における一般診療所数は増加傾向にあり、令和3年10月1日現在8,680施設で、人口10万人対では98.6（全国83.1）となっています。

図表 5-2-1 一般診療所数の推移



出典 厚生労働省「医療施設動態調査」

3. 外来医療機能等を取り巻く状況

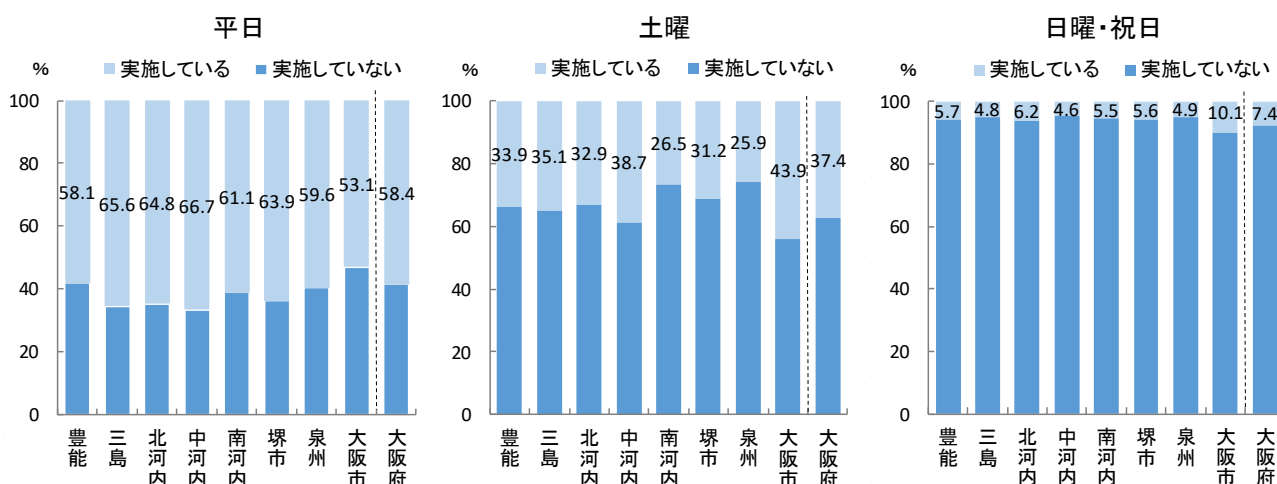
(1) 一般診療所を取り巻く地域医療の状況

【時間外等の外来診療】

○令和5年7月1日現在、時間外^{注1}に診療している一般診療所は、平日において全体の58.4%（令和元年には58.7%）、土曜日において37.4%（同35.6%）、日曜・祝日において7.4%（同5.3%）となっています。

注1 時間外：平日の6時から8時及び18時から22時、土曜日の6時から8時及び12時から22時、日曜日・祝日の6時から22時としています。

図表 5-2-2 一般診療所における時間外診療の実施状況(令和5年)



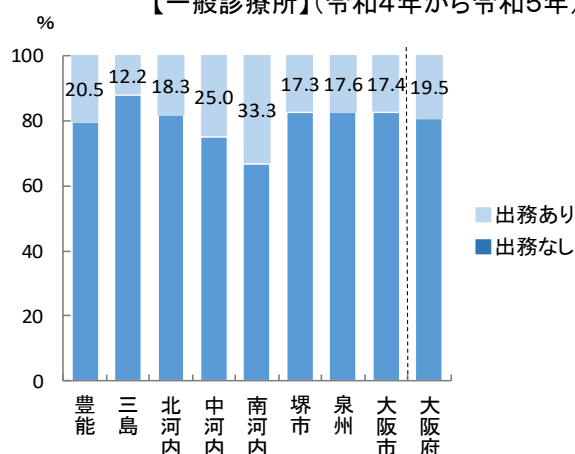
出典 大阪府医療機関情報システム

○令和5年7月1日現在、夜間^{注1}に診療している一般診療所は、平日において全体の1.1%（令和元年には0.6%）、土曜日において0.6%（同0.2%）、日曜・祝日において0.4%（同0.2%）となっています。

【休日・夜間急病診療所^{注2}への出務経験の有無】

○令和4年7月1日から令和5年6月30日の1年間に、一般診療所で休日・夜間急病診療所への出務経験のある医師は19.5%と、一定割合の一般診療所医師が休日・夜間急病診療所への出務に協力しています。

図表 5-2-3 休日・夜間急病診療所への出務の有無【一般診療所】(令和4年から令和5年)



出典 大阪府「大阪府医師確保計画及び外来医療計画の策定のための実態調査」

○一般診療所が診療していない時間外の外来診療については、休日・夜間急病診療所が主に担っており、休日・夜間急病診療所の出務医師の継続的な確保が必要となります。

注1 夜間：平日、土曜日、日曜日・祝日ともに22時から6時としています。

注2 休日・夜間急病診療所：医科診療施設としては、豊能に6施設、三島に3施設、北河内に9施設、中河内に6施設、南河内に7施設、堺市に2施設、泉州に4施設、大阪市内に7施設配置されています（令和5年9月1日現在）。

【在宅医療（訪問診療）】

○令和2年における、訪問診療実施施設数は一般診療所 2,068 施設（平成 29 年には 1,968 施設）、病院が 193 施設（同 175 施設）となっています。一般診療所・病院別割合は、一般診療所が 91.5%（同 91.8%）、病院が 8.5%（同 8.2%）となっており、訪問診療は一般診療所が中心となって行われています。

図表 5-2-4 訪問診療実施施設数（令和2年）

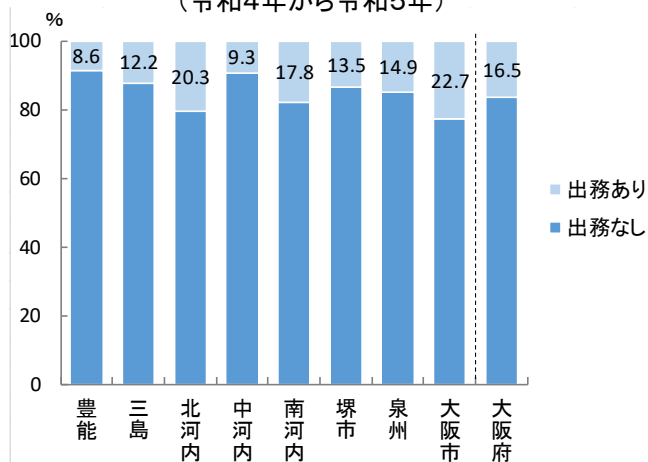
二次医療圏	一般診療所		病院		合計	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
豊能	238	94.8%	13	5.2%	251	100%
三島	145	92.9%	11	7.1%	156	100%
北河内	211	86.5%	33	13.5%	244	100%
中河内	178	94.2%	11	5.8%	189	100%
南河内	144	87.3%	21	12.7%	165	100%
堺市	197	93.4%	14	6.6%	211	100%
泉州	175	84.5%	32	15.5%	207	100%
大阪市	780	93.1%	58	6.9%	838	100%
大阪府	2,068	91.5%	193	8.5%	2,261	100%
全国	20,187	87.2%	2,973	12.8%	23,160	100%

出典 厚生労働省「在宅医療にかかる地域別データ集」

【産業医の出務経験の有無】

○令和4年7月1日から令和5年6月30日の1年間に、一般診療所で産業医の出務経験のある医師は 16.5%と一定割合の一般診療所医師が産業医活動に協力していますが、平成 30 年8月1日から令和元年7月31日の1年間の同割合（20.1%）より低下しています。

図表 5-2-5 産業医の出務有無【一般診療所】
（令和4年から令和5年）

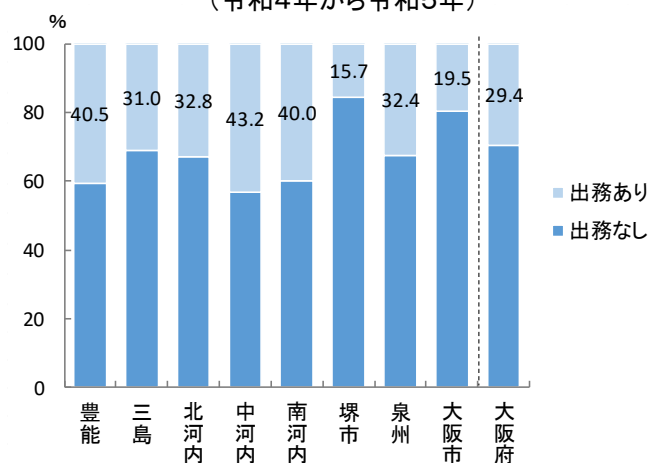


出典 大阪府「大阪府医師確保計画及び外来医療計画の策定のための実態調査」

【学校医の出務経験の有無】

○令和4年7月1日から令和5年6月30日の1年間に、一般診療所で学校医の出務経験のある医師は 29.4%と一定割合の一般診療所医師が学校医活動に協力していますが、平成 30 年8月1日から令和元年7月31日の1年間の同割合（33.5%）より低下しています。

図表 5-2-6 学校医の出務有無【一般診療所】
（令和4年から令和5年）

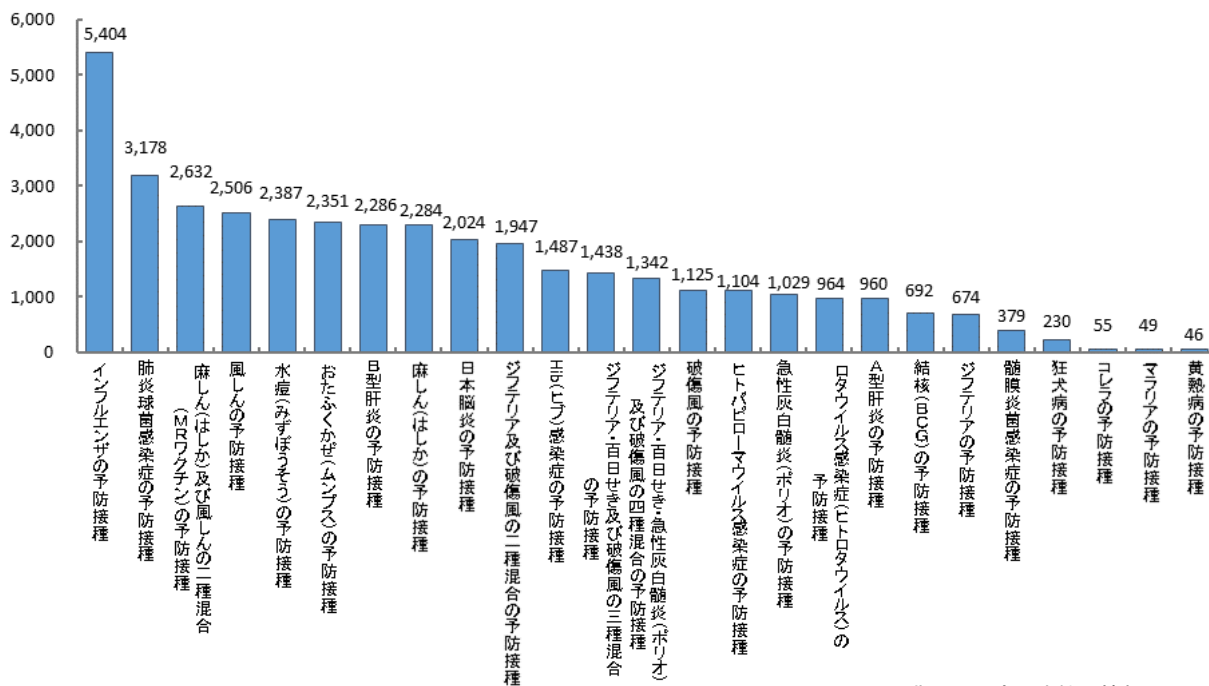


出典 大阪府「大阪府医師確保計画及び外来医療計画の策定のための実態調査」

【予防接種実施一般診療所数】

○令和5年7月1日現在、一般診療所で最も多く行われている予防接種が「インフルエンザ」で5,404施設、次いで「肺炎球菌感染症」で3,178施設、次いで「麻しん（はしか）及び風しんの二種混合」で2,632施設となっています。

図表 5-2-7 予防接種実施医療機関数【一般診療所】(令和5年)

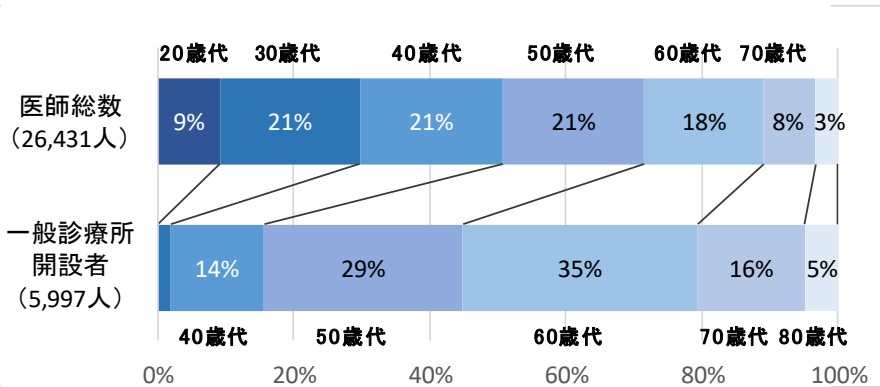


出典 大阪府医療機関情報システム

(2) 年齢別医師の状況

○令和2年12月31日現在、医師総数では、60歳以上の医師の割合は29%（平成30年には27%）となっていますが、一般診療所開設者では60歳以上の医師の割合が56%（同54%）と半数以上を占めています。

図表 5-2-8 年齢別医師の状況(令和2年)



出典 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」

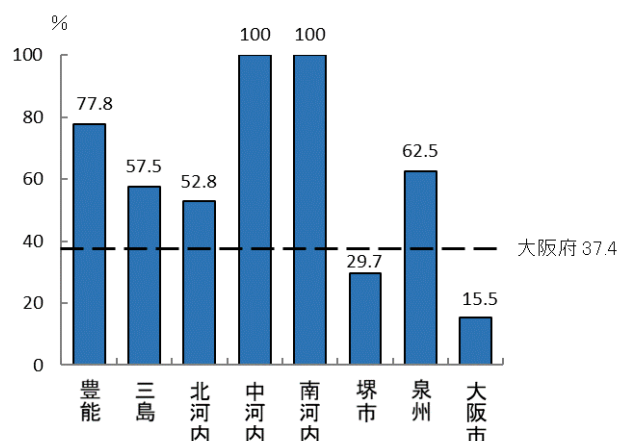
(3) 地域医療への協力意向がある医療機関の状況

○令和2年9月1日以降、一般診療所の新規開設者に対して「地域医療への協力に関する意向書」を配布し、意向を提出いただくことで地域医療への協力の啓発を行ってきました。

○令和4年の「地域医療への協力に関する意向書」の配布率は98.7%、提出率は37.4%にとどまっています。中河内、南河内二次医療圏では提出率が100%となっていますが、大阪市二次医療圏では提出率が15.5%である等、圏域間に差が認められています。

図表 5-2-9 「地域医療への協力に関する意向書」の提出率(令和4年)

二次医療圏	開設届出数	意向書提出数	提出率(%)
豊能	54	42	77.8
三島	40	23	57.5
北河内	36	19	52.8
中河内	23	23	100
南河内	9	9	100
堺市	37	11	29.7
泉州	16	10	62.5
大阪市	258	40	15.5
大阪府	473	177	37.4



出典 大阪府「保健医療協議会資料」

○令和4年の地域医療への協力意向がある医療機関は、対象となる473施設のうち158施設と33.4%にとどまっております。地域医療への協力について働きかけを強化する必要があります。

図表 5-2-10 地域医療への協力意向がある医療機関数(令和4年)

二次医療圏	開設届出数	意向がある医療機関数	意向がある医療機関の種類				
			在宅医療	休日・夜間急病診療所	産業医	学校医	予防接種
豊能	54	40	28	19	18	23	33
三島	40	20	14	14	11	14	18
北河内	36	17	13	7	10	11	14
中河内	23	21	17	14	13	14	18
南河内	9	8	5	5	5	8	8
堺市	37	10	9	4	5	6	10
泉州	16	7	7	4	2	6	6
大阪市	258	35	16	14	15	15	20
大阪府	473	158	109	81	79	97	127

出典 大阪府「保健医療協議会資料」

4. 一般診療所医師の偏在状況

(1) 外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定

【外来医師偏在指標(調整人口10万対診療所医師数)】

○医療需要及び人口・人口構成とその変化や患者の流出入等を反映するなど、現時点で入手可能なデータを最大限活用し、医師の偏在の状況を全国ベースで客観的に示す指標として、「外来医師偏在指標」が定められています。

○外来医師偏在指標は、性年齢階級別の外来受療率等を用いて調整した人口当たりの医師数を計算したものであり、算定式は次のとおりとなっています。

外来医師偏在指標 =

$$\frac{\text{標準化診療所医師数}(\ast 1)}{\left(\frac{\text{地域の人口}}{10\text{万}} \times \text{地域の標準化受療率比}(\ast 2) \right) \times \text{地域の診療所の外来患者対応割合}(\ast 4)}$$

$$(\ast 1) \text{ 標準化診療所医師数} = \sum \text{性年齢階級別診療所従事医師数} \times \frac{\text{性年齢階級別平均労働時間}}{\text{診療所医師の平均労働時間}}$$

$$(\ast 2) \text{ 地域の標準化外来受療率比} = \frac{\text{地域の外来期待受療率}(\ast 3)}{\text{全国の外来期待受療率}}$$

$$(\ast 3) \text{ 地域の外来期待受療率} = \frac{\sum (\text{全国の性年齢階級別外来受療率} \times \text{地域の性年齢階級別人口})}{\text{地域の人口}}$$

$$(\ast 4) \text{ 地域の診療所の外来患者対応割合} = \frac{\text{地域の診療所の外来延べ患者数}}{\text{地域の診療所+病院の外来延べ患者数}}$$

【外来医師多数区域】

○国ガイドライン^{注1}では、外来医師偏在指標の値が、全国の全二次医療圏の中で上位33.3%に該当する二次医療圏を「外来医師多数区域」と設定することとなっています。

注1 国ガイドライン:厚生労働省が作成した、「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン ～第8次(前期)～」をさします。

(2) 各二次医療圏における外来医師偏在指標

○外来医師偏在指標は、大阪市二次医療圏において最も高く 147.3、三島二次医療圏において、105.4 と最も低くなっています。

○また、大阪市、豊能、堺市二次医療圏は、外来医師偏在指標の値が、全国 335 二次医療圏において、9位（大阪市）、64位（豊能）、95位（堺市）となっており、全国の上位 33.3% に入ることから、外来医師多数区域に位置付けられます。

図表 5-2-12 各二次医療圏における外来医師偏在指標

二次医療圏	外来医師偏在指標		【参考】外来医師偏在指標の算出に使用した値				
	全国順位	値	標準化診療所 従事医師数	2021年1月1日 時点人口 (10万人)	標準化外来 受療率比	診療所外来 患者数割合	病院＋一般診療 所外来患者流出 入調整係数
大阪市 (外来医師多数区域)	9	147.3	3,361	27.4	0.954	79.2%	1.102
豊能 (外来医師多数区域)	64	118.8	1,013	10.6	0.973	80.6%	1.028
堺市 (外来医師多数区域)	95	111.8	768	8.3	1.001	81.4%	1.013
中河内	112	107.7	682	8.2	1.004	80.9%	0.951
泉州	117	107.2	699	8.9	0.986	73.0%	1.014
南河内	118	107.1	479	6.0	1.039	70.4%	1.021
北河内	132	105.6	926	11.5	1.007	74.9%	1.013
三島	133	105.4	633	7.5	0.985	78.5%	1.031
大阪府	10	123.6	8,560	88.4	0.984	78.0%	1.021
全国	—	112.2	107,226	1,266.5	1.000	75.5%	1.000

出典 厚生労働省「外来医師偏在指標に係るデータ集・グラフ」

○豊能二次医療圏と堺市二次医療圏、大阪市二次医療圏においては、他の地域より調整人口当たりの医師数（外来医師偏在指標）が多くなっているため、一般診療のほか、地域医療への協力がより求められています。

第3節 医療機器を取り巻く現状と課題

- ◆将来に向けて、効率的な医療提供体制を構築するには、医療機器の共同利用による効率的な活用が必要です。
- ◆CT・MRI等の医療機器は、一般診療所において一定数の共同利用の希望があります。

1. 医療機器の効率的な活用に関する考え方（厚生労働省）

○国ガイドライン^{注1}では、今後、人口減少が見込まれ、効率的な医療提供体制を構築する必要があり、医療機器についても効率的に活用できるよう対応を行う必要があるとされています。

2. 医療機器を取り巻く状況

(1) 医療機器の配置状況

○令和2年現在、大阪府における調整人口当たりの医療機器の保有台数は平成30年と比較し大きな変動はなく、全国を下回るのはCT、MRI、マンモグラフィ、全国を上回るのがPETと放射線治療機器（体外照射）となっています。

図表 5-3-1 調整人口当たりの医療機器保有台数

二次医療圏	調整人口当たり台数(平成30年)					調整人口当たり台数(令和2年)				
	CT	MRI	PET	マンモグラフィ	放射線治療機器(体外照射)	CT	MRI	PET	マンモグラフィ	放射線治療機器(体外照射)
豊能	8.8	4.2	0.9	2.3	1.0	9.3	5.0	1.0	2.4	1.1
三島	9.6	3.8	0.27	2.9	0.97	10.6	4.1	0.27	3.1	0.83
北河内	8.0	4.2	0.25	2.5	0.68	9.2	4.7	0.43	2.7	0.69
中河内	7.2	4.0	0.36	2.6	0.60	8.0	4.2	0.36	2.8	0.61
南河内	9.9	5.0	0.46	2.7	0.77	9.6	5.4	0.47	2.6	0.78
堺市	9.2	4.2	0.24	2.1	0.48	10.1	4.7	0.36	2.4	0.49
泉州	12.1	4.0	0.34	2.4	0.80	11.9	4.6	0.23	2.1	0.80
大阪市	12.5	5.6	0.9	3.6	1.3	12.7	6.2	1.0	3.8	1.1
大阪府	10.2	4.6	0.54	2.8	0.92	10.7	5.1	0.63	3.0	0.87
全国	11.1	5.5	0.46	3.4	0.91	11.5	5.7	0.47	3.4	0.82

出典 厚生労働省「医療機器の調整人口あたり台数に係るデータ集・グラフ」

○なお、調整人口当たりの医療機器保有台数の算定式は次のとおりとなっています。

$$\text{調整人口当たり台数} = \frac{\text{地域の医療機器の台数}}{\text{地域の人口(10万人)} \times \text{地域の標準化検査率比}(\ast 1)}$$

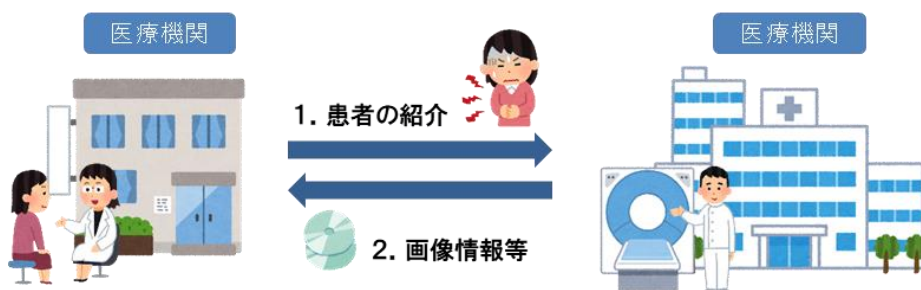
注1 国ガイドライン：厚生労働省が作成した、「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン ～第8次(前期)～」をさします。

$$\begin{aligned}
 (\ast 1) \text{ 地域の標準化検査率比} &= \frac{\text{地域の性年齢調整人口当たり期待検査数(外来)(\ast 2)}}{\text{全国の人口当たり期待検査数(外来)}} \\
 (\ast 2) \text{ 地域の人口当たり期待検査数} &= \frac{\sum \left(\frac{\text{全国の性年齢階級別検査数(外来)}}{\text{全国の性年齢階級別人口}} \times \text{地域の性年齢階級別人口} \right)}{\text{地域の人口}}
 \end{aligned}$$

(2) 医療機器の共同利用にかかる状況

○医療機器の共同利用には、紹介患者に対する医療機器を使用した検査の実施や、共同利用の相手方の医師等が来院することによる施設・設備の利用等があげられます。

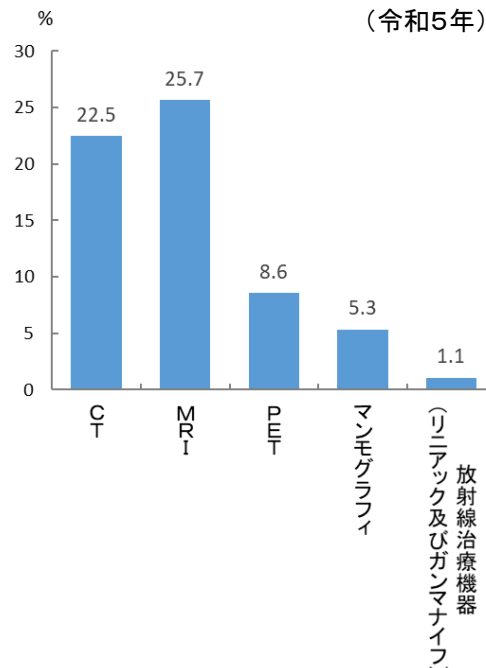
図表 5-3-2 医療機器の共同利用のイメージ図



○他医療機関における医療機器の共同利用を希望する一般診療所の割合は、CTでは22.5%（令和元年には24.4%）、MRIでは25.7%（同26.6%）、PETでは8.6%（同10.6%）、マンモグラフィでは5.3%（同6.7%）、放射線治療機器（リニアック及びガンマナイフ）では1.1%（同1.8%）となっています。

○他医療機関における医療機器の共同利用を希望する病院の割合は、CTでは4.2%（令和元年には7.9%）、MRIでは11.7%（同18.2%）、PETでは15.1%（同17.9%）、マンモグラフィでは3.8%（同7.2%）、放射線治療機器（リニアック及びガンマナイフ）では7.2%（同7.9%）となっています。

図表 5-3-3 医療機器別共同利用希望
医療機関の割合【一般診療所】
（令和5年）



出典 大阪府「大阪府医師確保計画及び外来医療計画の策定のための実態調査」

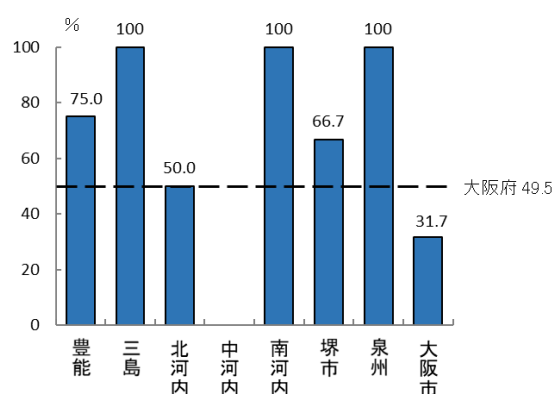
(3) 医療機器の共同利用への協力意向がある医療機関の状況

○令和2年9月1日以降、対象医療機器（CT等）の新規購入・更新する医療機関に対して「医療機器の共同利用に関する意向書」を配布し、意向を提出いただくことで地域医療への協力の啓発を行っています。

○令和4年の「医療機器の共同利用に関する意向書」の配布率は97.0%、提出率は49.5%にとどまっています。三島、南河内、泉州二次医療圏では提出率が100%となっていますが、大阪市二次医療圏では提出率が31.7%である等、圏域間に差が認められています。

図表 5-3-4 「医療機器の共同利用に関する意向書」の提出率(令和4年)

二次医療圏	設置届出数	意向書提出数	提出率(%)
豊能	4	3	75.0
三島	5	5	100
北河内	14	7	50.0
中河内	0	0	-
南河内	4	4	100
堺市	6	4	66.7
泉州	8	8	100
大阪市	60	19	31.7
大阪府	101	50	49.5

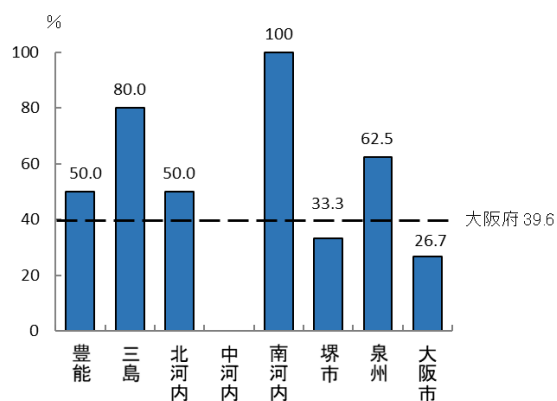


出典 大阪府「保健医療協議会資料」

○令和4年の医療機器の共同利用の意向がある医療機関は、対象となる101施設のうち40施設と39.6%にとどまっており、地域医療への協力について働きかけを強化する必要があります。

図表 5-3-5 医療機器の共同利用の意向がある医療機関の割合(令和4年)

二次医療圏	設置届出数	意向あり医療機関数	意向あり割合(%)
豊能	4	2	50.0
三島	5	4	80.0
北河内	14	7	50.0
中河内	0	0	-
南河内	4	4	100
堺市	6	2	33.3
泉州	8	5	62.5
大阪市	60	16	26.7
大阪府	101	40	39.6



出典 大阪府「保健医療協議会資料」

○国ガイドライン^{注1}では、令和5年4月1日以降に医療機器を新規購入した医療機関は、医療機器の稼働状況（利用件数や共同利用の有無）について、都道府県に報告することが求められており、府において共同利用の実績を把握していく予定となっています。

注1 国ガイドライン：厚生労働省が作成した、「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン ～第8次(前期)～」をさします。

第4節 外来医療にかかる施策の方向

【目的（めざす方向）】

- ◆持続可能な外来医療提供体制の構築

【目標】

- ◆地域医療への協力に関する意向書の提出率の増加
- ◆医療機器の共同利用に関する意向書の提出率の増加

（1）外来医療機能を「見える化した情報」の医療関係者への周知

○医療関係者の地域医療に関する知識の向上を図り、自発的な地域医療への協力を促していきます。

【具体的な取組】

- ・大阪府外来医療計画や、見える化した府内の外来医療の現状等についての情報を、大阪府ホームページへの掲載や、保健所等での配架することにより、外来医療にかかる積極的な情報発信を行います。

（2）新規開設者等に対する地域医療への協力の啓発等

○一般診療所の新規開設者等に対し、外来医療機能にかかる地域医療への協力の啓発等を行います。

【具体的な取組】

- ・一般診療所の開設届の提出時に加え、既存の診療所開設者の保健所等への各種書類の申請等に際し、「地域の外来医療機能」の状況について情報提供（大阪府外来医療計画の周知）するとともに、「地域医療への協力に関する意向書」の提出を依頼します。
- ・意向書の内容及び提出の状況については、地域医療にかかる実態把握の一助とするため、地域の医療関係者等が、今後の地域の医療体制について協議する医療・病床懇話会（部会）、保健医療協議会にて、医療機関名と所在地等を併せて報告します。
- ・また、保健医療協議会において回答内容等、別途個別に確認が必要な場合は、当該医療機関に出席し、説明することを依頼します（豊能二次医療圏、堺市二次医療圏、大阪市二次医療圏のみ）。

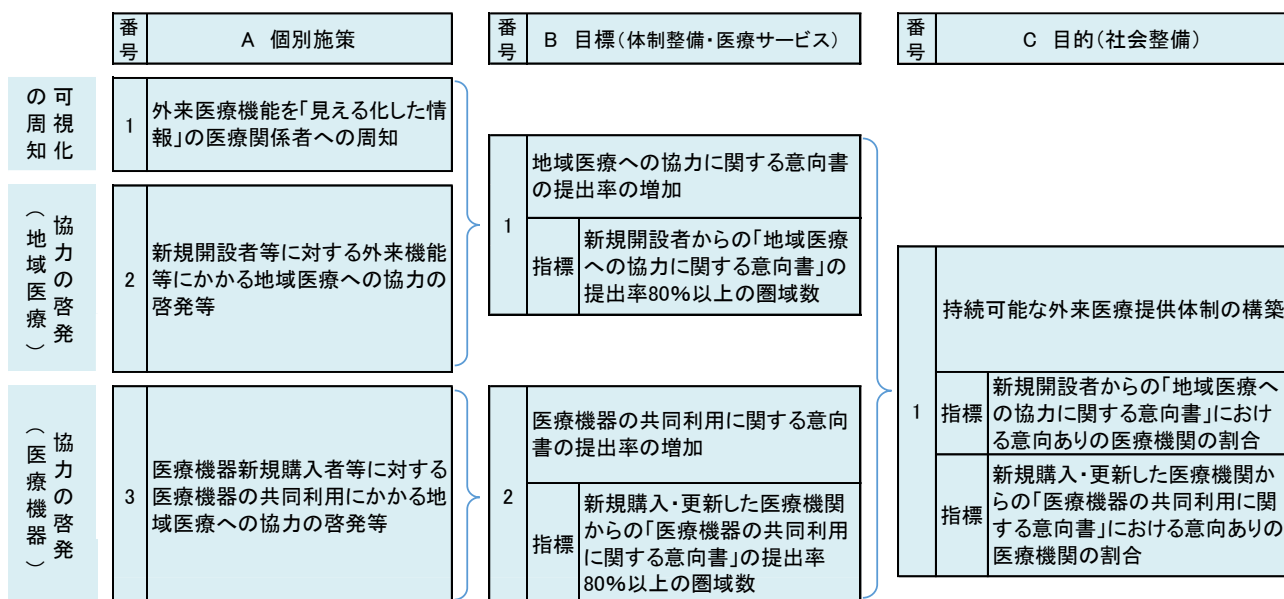
(3) 医療機器新規購入者等に対する地域医療への協力の啓発等

○医療機器を新規購入・更新した医療機関に対し、医療機器の共同利用にかかる地域医療への協力の啓発等を行います。

【具体的な取組】

- 医療機器を新規購入・更新した医療機関に対し、医療機器設置にかかる届出の提出にあたり、「地域の外来医療機能」の状況について情報提供（大阪府外来医療計画の周知）するとともに、「医療機器の共同利用に関する意向書」の提出を依頼します。
- 意向書の内容及び提出の状況については、地域医療にかかる実態把握の一助とするため、地域の医療関係者等が、今後の地域の医療体制について協議する医療・病床懇話会（部会）、保健医療協議会にて、医療機関名と所在地等を併せて報告します。また、共同利用の意向のある医療機関のリストを大阪府ホームページにて公表します。
- また、保健医療協議会において回答内容等、別途個別に確認が必要な場合は、当該医療機関に出席し、説明することを依頼します。

施策・指標マップ



目標値一覧

分類 B:目標 C:目的	指標	対象年齢	現状		目標値	
			値	出典	2026年度 (中間年)	2029年度 (最終年)
B	新規開設者からの「地域医療への協力に関する意向書」の提出率80%以上の圏域数	—	2圏域 (令和4年)	大阪府「保健医療協議会資料」	4圏域	8圏域
B	新規購入・更新した医療機関からの「医療機器の共同利用に関する意向書」の提出率80%以上の圏域数	—	3圏域 (令和4年)	大阪府「保健医療協議会資料」	4圏域	8圏域
C	新規開設者からの「地域医療への協力に関する意向書」における意向ありの割合	—	33.4% (令和4年)	大阪府「保健医療協議会資料」	—	増加
C	新規購入・更新した医療機関からの「医療機器の共同利用に関する意向書」における意向ありの割合	—	39.6% (令和4年)	大阪府「保健医療協議会資料」	—	増加